

神戸市フードシェアリングサービスの普及促進に関する連携事業者 公募要領

1. 趣旨

神戸市では、小売店や飲食店等の何もしなければ廃棄されてしまう食品を安価で消費者とマッチングするフードシェアリングサービスの普及促進を図ることにより、食品ロスの削減と物価高騰対策を推進している。本公募要領は、この目的を達成するため、神戸市と連携・協力し、フードシェアリングサービスの普及を効果的に促進するフードシェアリングサービス事業者（以下、「連携事業者」という。）を公募するものである。

※フードシェアリングサービス

何もしなければ廃棄されてしまう食品を、アプリや Web サイト等を通じて市民とマッチングし、安価で販売等を行うサービスをいう。

2. 連携事業者の要件

連携事業者は、フードシェアリングサービス事業を行う企業、法人その他の団体であって次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 市内においてフードシェアリングサービスの事業実績がある、又は市外で事業実績があり、今年度中に市内でのサービス提供を予定していること
- (2) 市が実施するフードシェアリングサービス普及促進事業に協力できること
- (3) 「神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要項」第3条の基準を満たすこと

3. 連携協力事項

市と連携事業者は、フードシェアリングサービスの利用促進に向けて、以下の事項について連携協力するものとする。

- (1) 市が実施するフードシェアリングサービス普及促進事業の広報及び普及啓発
- (2) 市内食品販売事業者に対するフードシェアリングサービス導入促進に向けた取組
- (3) 市民に対するフードシェアリングサービス利用促進に向けた取組
- (4) 前1～3号に掲げるもののほか、双方で協議して定める事項

4. 市の役割

市は、フードシェアリングサービスの利用促進に向けて、以下の事項を実施するものとする。

- (1) 市民および市内食品販売事業者に対するフードシェアリングサービスの利用・導入促進に向けた取組
- (2) 市のホームページや広報物等を通じた連携事業者の取組内容の紹介
- (3) 市内食品関連事業者に対する連携事業者の取組内容の紹介および情報提供

5. 募集期間

令和8年6月1日～令和8年6月30日

6. 提出書類

フードシェアリングの普及促進に向け、市と連携・協力を希望する事業者は、募集期間内に以下の書類を電子メールもしくは郵送、持参で提出する。

- (1) 神戸市フードシェアリングサービス普及促進に関する連携・協力申請書（様式1）
- (2) 事業者の事業内容が分かる資料（会社概要等、任意様式）

7. 連携協定の締結

- (1) 市は、事業者から連携協定の申請があった場合において、書類審査等の結果、本公募要領第3項に定める連携協力事項を適切に実施できると認められるときは、神戸市フードシェアリングサービス普及促進に関する事業連携協定（以下、「連携協定」という。）を締結する。
- (2) 連携協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。
- (3) 連携協定にあたっては、市と事業者等が双方協議の上、締結する。

8. その他

- (1) 連携協定の解除
 - ① 市は、事業者が「神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要項」第9条各号のいずれかに該当する場合には、連携協定を解除することができる。
 - ② 市又は事業者は、天災その他不可抗力の発生などのいずれの責めにも帰さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合には、連携協定の解除を申し出ることができる。
- (2) 疑義
協定締結後、連携協定に定めのない事項又は連携協定の内容に疑義が生じたときは、市と事業者が信義誠実の原則に則り、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

9. 問合せ・提出先

神戸市環境局事業系廃棄物対策課 島田・山本

【所在地】〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST 2階

【連絡先】078-595-6110（電話）

【電子メール】gs_jigyokei@city.kobe.lg.jp